

議案第50号

定期借地権の設定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

定期借地権の設定について

下記のとおり定期借地権を設定する。

記

1 貸付土地

(1) 所 在 東京都墨田区立花四丁目161番16 (地番)

(2) 地 目 宅地

(3) 地 積 8,947.37平方メートル

2 使用目的 病院事業及び特別養護老人ホーム事業並びにそれらに付帯する事業の用に供する建物の整備及び運営

3 貸付方法 一般定期借地権設定契約

4 貸付期間 令和6年1月1日から令和55年12月31日まで (50年間)

5 契約の相手方 東京都墨田区太平三丁目17番8号

社会福祉法人賛育会

理事長 小堀 洋志

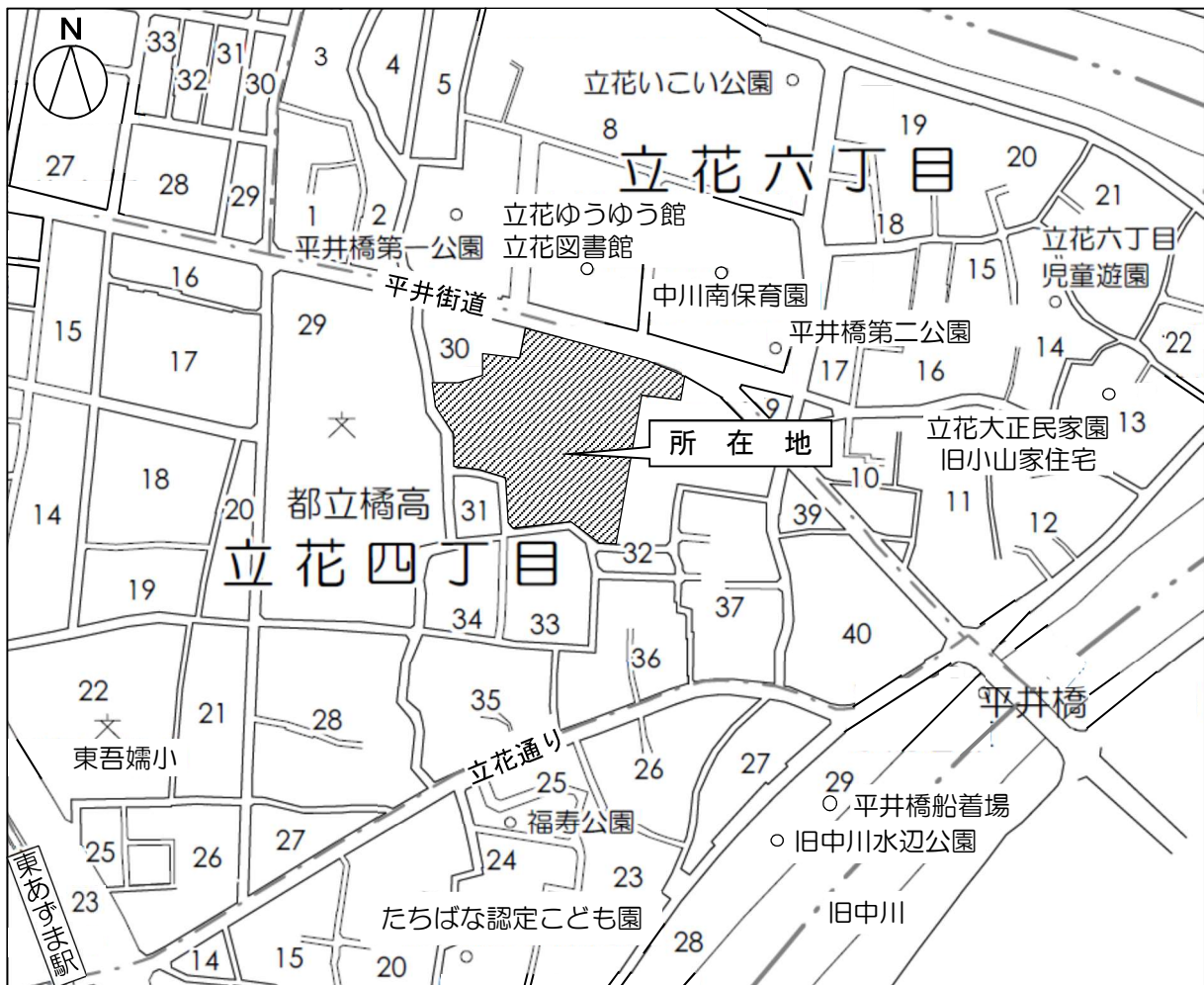
(提案理由)

墨田区の医療福祉の向上並びに地域の包括的な支援及びサービス提供体制の構築を目的に、病院事業及び特別養護老人ホーム事業並びにそれらに付帯する事業の用に供する建物の整備及び運営を行う法人に旧立花中学校の土地を貸し付ける必要がある。

(参考)

定期借地権設定概要

所 在	墨田区立花四丁目161番16 (地番)
地 目	宅地
地 積	8,947.37平方メートル
賃 貸 借 料	年間賃貸借料 1,105万5,032円 (前払賃貸借料 16億7,000万円) ※ 年間賃貸借料については、国税庁が公表する財産評価基準書の路線価の変動率をもとに、3年に1度改定する場合がある。



案 内 図